

(記載例) ダイオキシン類測定結果報告書

〇年 〇月 〇日

高松市長 殿

報告者 〇〇県〇〇市〇〇町〇 - 〇
株式会社△△△△ 代表取締役 〇〇〇〇
郵便番号 () 電話番号 ()
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

Table with 10 columns: 採取年月日及び時刻, 排出ガス量, 排出ガス中の酸素濃度, 測定箇所, 特定施設の名称及び使用状況, 分析日, 測定結果, 試料採取者, 分析者, 備考. Row 1: 〇年〇月〇日 10時~11時, 2000, 12.5, 測定口, No.1焼却炉, 〇年〇月〇日, 0.55, (株)〇〇, (株)〇〇, 整理番号1

表2 排水

Table with 8 columns: 採取年月日及び時刻, 測定場所(名称, 排水量), 特定施設の名称及び使用状況, 分析日, 測定結果, 採水者, 分析者, 備考. Row 1: 〇年〇月〇日 10時~11時, No.1排水口, 10, No.1廃ガス洗浄施設, 〇年〇月〇日, 0.055, (株)〇〇, (株)〇〇, 整理番号2

表3 ばいじん等

Table with 9 columns: 採取年月日及び時刻, 試料の種類, 採取箇所, 特定施設の名称及び使用状況, 分析日, 測定結果, 試料採取者, 分析者, 備考. Row 1: 〇年〇月〇日 10時~11時, ばいじん, 集じん機灰出し口, No.1焼却炉, 〇年〇月〇日, 0.01, (株)〇〇, (株)〇〇, 整理番号3. Row 2: 〇年〇月〇日 10時~11時, 焼却灰, 焼却炉灰出し口, No.1焼却炉, 〇年〇月〇日, 0.1, (株)〇〇, (株)〇〇, 整理番号4

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ダイオキシン類の測定結果は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果に記載すること。
3 規則第3条第1項に基づき換算した測定結果は、別紙2を添付するものとする。
4 2以上の測定結果がある場合は別紙2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
5 排出ガス、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとすること。
7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
8 表3の試料の種類別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれら2以上の混合物を記載すること。

参考

Table with 2 columns: 工場又は事業場の名称, 工場又は事業場の所在地. Row 1: 株式会社△△△△ 高松工場. Row 2: 〇〇市〇〇町〇 - 〇

試料の種類を記入してください。
・焼却灰
・ばいじん
・混合灰 等

事業場の名称及び所在地を記入してください。

規則第 3 条第 1 項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8-TeCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF			0.03	
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF			0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF			0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF			0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0003	
Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾオキシン	2, 3, 7, 8-TeCDD			1	
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD			1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—
Total (PCDFs + PCDDs)	—	—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)			0.0003	
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)			0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)			0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)			0.03	
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)			0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)			0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)			0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)			0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)			0.00003	
2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)			0.00003		
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)			0.00003		
Total コプラナーPCB	—	—	—	—	
Total ダイオキシン類	—	—	—	—	

検査機関の測定報告書より転記してください。(該当部分のコピーでも可)
測定した試料ごとに必要になります。

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を ng/m³ (毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³。)とし、排出水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあつては、pg-TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあつては、ng-TEQ/g。)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは、"ND"と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格 K0311、K0312 又は規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

規則第3条第2項に基づき換算したダイオキシン類の測定結果

整理番号	測定方法	実測濃度	試料	備考

ダイオキシン類対策特別措置法
 施行規則第2条第1項第4号に規
 定する方法により測定した場合に
 記入してください。
 この場合「別紙1」への記載の
 必要はありません。

- 備考
- 1 排出ガスの測定結果を記入する場合、単位を ng-TEQ/m³N. とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/g (毒性等量にあつては、ng-TEQ/g.) とする。
 - 2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
 - 3 実測濃度の項において、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
 - 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
 - 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは、"ND"と記載すること。
 - 6 定量下限未満の実測濃度の測定量(毒性等量)は、零とすること。
 - 7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
 - 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。